

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第4号

答申番号：令和5年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 令和3年3月11日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、請求人及び請求人の二男（以下「二男」という。）の放課後等デイサービス事業所（以下「本件各事業所」という。）への通所移送費の支給を求める保護変更申請（以下「本件申請①」という。）を行い、同年4月22日、処分庁は、同年3月11日以降の支給を認める保護変更処分（以下「前処分①」という。）を行った。
- 2 令和3年4月22日、請求人は、同年3月分の通所移送費の支給を求め、本件各事業所への通所実績を記載して保護変更申請（以下「本件申請②」という。）を行い、同年5月24日、処分庁は、同年3月11日以降の通所移送費を支給する保護変更処分（以下「前処分②」という。）を行った。
- 3 令和4年10月6日、知事は、前処分①及び前処分②等を不服として請求人が行った審査請求について、いずれも理由付記の不備により取り消す旨の裁決（以下「前裁決」という。）を行った。
- 4 令和4年11月2日、処分庁は、前裁決を踏まえ、請求人に対し、本件申請①について同年3月11日以降の支給を認める保護変更処分（以下「原処分①」という。）及び本件申請②について同日分以降の通所移送費を支給する保護変更処分（以下「原処分②」という。）（以下これらの処分を「各原処分」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張の要旨
各原処分は、次の理由により、違法又は不当である。
 - (1) 令和2年12月21日に通所移送費の支給を求める要望書（以下「本件要望書」という。）を提出しており、これは保護変更申請書を提出した場合と同等に扱われるべきであるから、同日から通所移送費を支給すべきである。また、原処分①の通知書には、本件要望書提出時の通所移送費の不支給の理由について全く触れられていない。
 - (2) 原処分①の通知書において、二男の主治医（以下「本件主治医」という。）から「通所先を指示するものではない」と記載しているが、処分庁はその時点で当該デイサービス事業所に対し二男の通所後の影響を調査し、通所移送費の支給について検討すべきであるのに、こうした調査を怠ったものである。
 - (3) 本件申請①の後に、本件主治医からの意見として「通所先を変えるべきで

はない」との明示があったことから再支給を決定したことは理由にならず、不支給期間（令和元年8月から令和3年3月10日まで）の相当分を支給すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

各原処分は、次の理由により、いずれも違法又は不当な点はない。

- (1) 処分庁は、本件申請①後に本件主治医の意見を確認して通所移送費の支給の必要性を調査し、二男の状況に変化があったことを認め、各原処分を行ったものである。
- (2) 本件要望書が保護変更申請書と同等に扱われるべきであるとした上での請求人の主張は、請求人が本件要望書を提出した後、処分庁が用意した様式により本件申請①を行っていること、本件要望書には、「申請」である旨の記載は一切ないことなどから、その前提を欠き、失当である。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 前裁決は、理由付記の不備のみを理由として取り消したものであることから、各原処分は、理由付記に関する事項を除き、前裁決において示した判断と同様の理由により、違法又は不当であると認めることはできない。また、各原処分について検討すると、前裁決により前処分①及び前処分②の取消理由とされた瑕疵は是正され、生活保護法（以下「法」という。）に反しない程度に補正されたと認められ、違法又は不当な点はない。
- 2 請求人の主張については、本件において、本件要望書を社会通念上「申請」とみることとはできず、「申請」に当たらない以上、各原処分で本件要望書提出時の通所移送費の不支給の理由を記載すべきとはいえない。また、処分庁は、本件申請①を受けて、本件主治医から、本件各事業所への通所は二男の病気療養上不可欠であり、今後も本件各事業所への通所が望ましいとの意見を得たことからすると、本件申請①の申請日を移送費の支給決定に係る適用日としたことは、社会通念上著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱、濫用に当たるとまではいえない。
- 3 以上のとおり、原処分は適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和5年5月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月18日の審査会において、調査審議した。

第6 審査会の判断の理由

法の規定によれば、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の事項（要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等）を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないが、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではないとされている（法第24条第9項の規定において準用する同条第1項）。

また、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しな

なければならないとされており（同条第9項の規定において準用する同条第3項）、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（同項の規定において準用する同条第4項）。なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨とされている。

なお、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送は、他に経費を支出する方法がないときになるべく現物給付の方法によって行うこととされ、移送費の範囲は、必要最低限度の交通費等とされている。

そこで本件についてみると、前裁決は、前処分①及び前処分②に係る審査請求における請求のうち、手続上の瑕疵を理由にこれらの処分を取り消すものであったところ、各原処分の通知書においては、令和2年1月及び2月の処分では認められなかった支給がその1年後である令和3年3月11日以降は認められることとなったという事情の変化について明示され、申請日である同日以降に支給が認められることとなった理由が記載されている。そうすると、行政庁の恣意的判断を抑制し、不服申立ての便宜を図るという法の趣旨に反しない程度に理由が付されているといえ、そうである以上、原処分が違法又は不当ということとはできない。

なお、請求人は、本件要望書の提出は「申請」に当たるとして、その提出日以降の通所移送費を支給すべきであることなどを主張するが、これを「申請」として扱うべき特別な事情は存在しないから、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、不支給期間（令和元年8月から令和3年3月10日まで）の相当分を支給すべきと主張するが、令和3年3月11日以降の通所移送費を支給した根拠となるのは、令和3年4月時点の本件主治医の見解であり、他方、請求人が主張する期間については、本件各事業所へ通所することが本件児童の発達支援上、必要不可欠であるとの医師の見解がないことに鑑みれば、支給の根拠を欠くものであるから、これを支給しないことに違法又は不当な点はない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、各原処分に係る審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子